

市報

こだいら



人口と世帯数 平成25年2月1日現在

◎住民基本台帳登録数	前月比
男	91,917人 53人減
女	93,693人 14人減
計	185,610人 67人減
世帯数	85,493世帯 71世帯減

躍動をかたちに 進化するまち こだいら **こだいら だいき 小平市!**

平成25年 (2013年)

平成24年 市制施行50周年

2/20 第1307号

発行：小平市 編集：企画政策部秘書広報課
〒187-8701 小平市小川町二丁目1333番地 ☎042(341)1211 (代表)

◇小平市ホームページ <http://www.city.kodaira.tokyo.jp>
◇電子メール info@city.kodaira.lg.jp
◇小平市携帯電話用ホームページ <http://www.city.kodaira.tokyo.jp/m/>



第33回こだいら市民 駅伝大会が行われました

2月3日(日)のこだいら市民駅伝大会では、過去最多となる163チーム、652人が出場しました。沿道からの声援を受け、競技者は全力を尽くして力走しました。交通規制などでご迷惑をおかけしましたが、皆様のご協力により、無事に大会を終えることができました。ありがとうございました。

大会結果 (部門別優勝チーム)

部門	チーム	記録	部門	チーム	記録
一般男子	東京経済大学	40' 17"	一般女子	小平南女バスA	51' 34"
中学生男子	小平六中陸上部A	44' 09"	中学生女子	小平六中陸上部A	52' 04"
シニアA	小平自衛隊74式	48' 56"	シニアB	玉川上水RC1	50' 32"

◆市役所2階で受付中
平成25年度の市民税・都民税の申告を3月15日(金)まで受け付けています。
とき ▽月曜～金曜日 午前9時～11時30分、午後1時～4時
※申告書は東部・西部出張所や送付いたします。
▽2月23日(土)、3月2日(土) 午前9時～11時30分
※期限間近になると受付窓口が大変混雑しますので、早めの申告をお願いします。

市民税・都民税の 申告を受付中

3月15日(金)まで

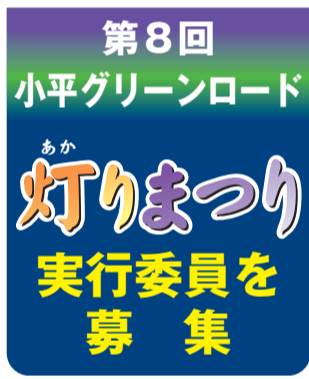
市民税・都民税の申告で ご用意いただきたい書類



- 平成25年度市民税・都民税申告書が郵送されてきた方は、その申告書・印鑑(認め印)
- 平成24年1月から12月までの所得を証明する書類(給与所得者は勤務先が発行した源泉徴収票または給与支払いの明細など、公的年金などの受給者は年金支払者から送付された源泉徴収票、その他所得のある方は収支内訳書や支払調書など)
- 社会保険料(国民健康保険、国民年金、介護保険など)の支払証明書、領収書
※国民年金保険料の控除を受ける方は「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」などの提出がないと、控除の適用ができません。
- 生命保険料・地震保険料の控除証明書
- 医療費控除を受ける方は医療費の領収書と補てん金額についてわかる書類
※かかった人ごと、医療機関ごとに事前に計算を済ませておいてください。
- 障害者控除を受ける方は、障害者手帳など
- 勤労学生控除を受ける方は、在学証明書や学生証など

※控除の内容が源泉徴収票に記載されている場合は、書類不要です。

◆第8回 小平グリーンロード
あか 灯りまつり
実行委員を募集
毎年夏に開催する小平グリーンロード灯りまつりの実行委員を募集します。
募集内容 灯りまつりの企画、準備および当日の会場運営ほか
対象 月1・2回の会議、準備作業および8月3日(土)に予定している灯りまつりに参加できる団体または個人
※会議は、月曜日の午前中に開催を



でも受け付けています。
※勤務先から小平市へ給与支払報告書の提出がある方や、税務署へ確定申告をする方は、市民税・都民税の申告は必要ありません。
◆年金収入が400万円以下の方は確定申告が不要
公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である方は確定申告が不要となりますが、次に該当する方は住民税の申告が必要です。
▽公的年金等に係る雑所得のみがある方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除の適用を受ける
▽公的年金等に係る雑所得以外の所得がある
※前述の方でも所得税の還付を受けたい場合は確定申告は提出できます。
◆所得がなかった方も申告を
平成24年中に所得がなかった方も、必要事項を記入のうえ、申告書を提出してください。これは、非課税証明書の発行や国民健康保険料軽減の算定資料にするためです。

市役所6階食堂
2月21日(木)から再開
平日 午前10時～午後4時30分
問合せ 職員課 ☎042(346)9515



市役所6階食堂の厨房床面などの改修工事期間中は、大変ご迷惑をおかけしました。再開する食堂では新たに自動券売機を導入し、食券を購入していただくようになります。また、一人でも気軽に食堂を利用できるようにと専用のテーブル席も12席



改修を終えた市役所6階食堂



申告会場の様子

◆確定申告書に関する相談
受付期間中は、給与収入、年金収入の簡易な確定申告書記入の相談も行っていきます。ただし、次に該当する方の相談は取り扱えませんので、東村山税務署へご相談ください。
▽給与、公的年金以外の所得を含む申告の相談
▽寄附金控除、住宅借入金等特別控除を含む申告の相談
問合せ 税務課 ☎042(346)9522

東村山税務署 確定申告・ 還付申告は 税務署へ

◆申告書の提出・納付期限
▽所得税・贈与税：3月15日(金)
▽個人事業者の消費税および地方消費税：4月1日(月)
申告書は、税務署への来署のほか、e-Taxによる送信(平成24年分から贈与税も可)や郵便または信書便による送付、税務署の時間外收受箱に投かんすることで、提出することができます。詳しくは、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

◆納税は振替納税で
所得税、個人事業者の消費税および地方消費税の納税には、振替納税をご利用ください。手続きは、納期限までに必要事項を記載した「口座振替依頼書」を東村山税務署へ提出してください。
振替納付日 所得税：4月22日(月)、個人事業者の消費税および地方消費税：4月24日(水)
問合せ 東村山税務署(〒189-8555 東村山市本町1-20-22) ☎042(394)6811